平成２４年（フ）第１３号
福島県会津若松市河東町南高野字葉山82番地
市営住宅葉山団地２号棟303号、前住所福島県河沼郡河東町大字南高野字高塚126番地の１
債務者　清水　　勝
１　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１号
兵庫県多可郡多可町中区安坂531番地22　安坂団地101号
債務者　加藤　信行
１　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１７号
香川県高松市香南町西庄1726番地１
債務者　植田登紀子
１　決定年月日時　平成24年３月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１号
香川県三豊市詫間町詫間610番地５　雇用促進住宅詫間宿舎２―104
債務者　森　　泰樹
１　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第３１８５号
名古屋市西区又穂町６丁目35番地　シュロス小川303号
債務者　渡邉二三夫
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４０号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄27番地　エアポートマンション601
債務者　櫻井さゆり
１　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７３号
鹿児島県南九州市知覧町南別府22065番地
債務者　仁田尾里美
１　決定年月日時　平成24年２月27日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第２号
鹿児島県南九州市頴娃町上別府6746番地２
債務者　尾曲　浩幸
１　決定年月日時　平成24年２月27日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第１３号
北海道新冠郡新冠町字東町24番地の37
債務者　浦滝都亀子（旧姓會津）
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第７号
青森県八戸市大字新井田字寺沢10―110　メゾンシティ横浜Ｃ号室、住民票上の住所青森県八戸市沼館１丁目13番８号
債務者　松本　雅春
１　決定年月日時　平成24年３月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
仙台市若林区蒲町21番32―101号、従前の住所仙台市宮城野区蒲生字井戸谷地15番地の９
債務者　奥村久美子（旧姓菅原）
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４８号
宮城県岩沼市桑原３丁目２番27号
債務者　長田　理恵
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８０号
仙台市太白区八本松１丁目７番42号　トパーズビル305
債務者　樫尾　昭義
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
仙台市太白区人来田１丁目19番17号
債務者　西原　茂夫
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
仙台市青葉区作並字新坂17番地の１
債務者　三品　典子
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３６号
秋田市外旭川字大谷地98―３　セジュールＫ’ｓ―Ⅱ103号、住民票上の住所秋田県北秋田市綴子字糠沢67番地
債務者　武藤チセ子
１　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１号
茨城県石岡市若松１丁目12番７号
債務者　武藤　常雄
１　決定年月日時　平成24年３月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０号
千葉県富津市千種新田１番地２　県営住宅Ｄ棟401号
債務者　丸　由喜枝
１　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部